

役員・従業員(職員)のみなさまへ



拠出型企業年金保険 **マイライフプランN**

ご加入のおすすめ
個人年金保険料控除
マイライフ適格年金プラン



《特 色》

1. 脱退一時金の受取り
積立期間中に脱退のときは脱退一時金が受取れます。
2. 遺族一時金の受取り
積立期間中に万一(死亡)のときは遺族一時金が受取れます。
3. 豊富な年金種類
積立完了後、生活設計にあわせて、4つの年金種類からご選択いただけます。

◎保険料の初回引去月 7月

ひろぎんグループ信愛会

契約概要・注意喚起情報【生命保険】マイライフプラン(定期型年金保険)

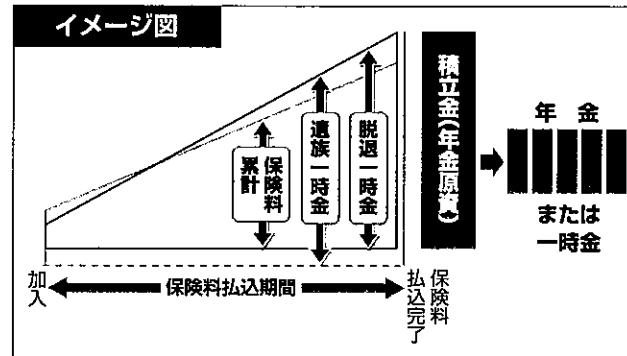
意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所をご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



② 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

③ 積立金（受取予想額）

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

④ 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金（もしくは一時金）

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金（もしくは年金）

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなります。

年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

*上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

⑤ 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

⑥ 引受保険会社（事務幹事会社）

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

*本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社がご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

③ 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあります、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時（未遂を含みます）など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することができます。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

④ 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

⑤ 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます）に入加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。（ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>）

⑥ ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する
苦情・相談先（注）

明治安田生命保険相互会社 広島支社
082-568-6162

（注）一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払込いただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがいまして、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払込いただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

⑧ 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことです。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することができます。

⑨ ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となることがあります。

■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

⑩ 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

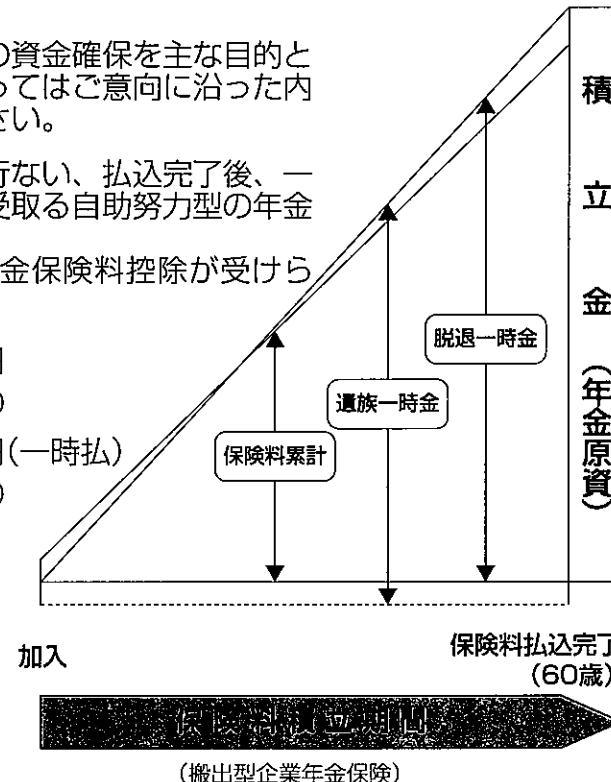
ひろぎんグループ信愛会「マイライフ適格年金プラン」について

【入前のご確認】

保険は、老後生活の資金確保を主な目的とします。ご加入にあたってはご意向に沿った内容をお申込みください。

在職中に積立てを行ない、払込完了後、一身にわたり年金を受取る自助努力型の年金措置として個人年金保険料控除が受けられます。

払 1口 5,000円
1口 最高 999 口)
払 1口 10,000円(一時払)
1口 最高 999 口)



※図は〔月 払〕の場合

確定年金

期間 10年、15年



※上図は10年確定年金の場合です。

保証期間付終身年金

保証期間 10年、15年



※上図は10年保証期間付終身年金の場合です。

年金に代えて一時金選択もできます。

■男性

10 円(10口)
完了の場合

付内容についてのご注意
か、変動(増減)します。
保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率
を算出する際の基礎率等を使用しており、その他の引
なっていません。
で計算していますが、実際にお支払す
り将来のお支払額をお約束するもの
持していること。
に入金されたものであること。
(株)安田生命保険相互会社(事務幹事会

積立期間中

▼40歳(加入後10年)で脱退のとき

保険料合計

600 万円

脱退一時金

約 620 万円

▼50歳(加入後20年)で死亡のとき

払込完了

▼60歳(加入後30年)で払込完了のとき

保険料合計

1,800 万円

年金原資

約2,077 万円

年金選択

■年金の取りの例

10年確定年金の場合

年金月額 約 18.22 万円

10年保証期間付終身年金の場合

加入の取扱い

◆加入資格

申込日現在健康で正常に就業している満18歳以上満58歳未満(加入日現在)かつ払込完了年齢までの予定加入年数が2年以上の役員と従業員(職員)
(個人年金保険料控除を適用する場合は、払込完了年齢までの予定加入年数が10年以上)(それ以外の方は一般の生命保険料控除の対象になります。)

◆保険料

○加入者負担
○毎月の給与から控除(初回は7月より)、賞与時払は賞与月(6、12月)の給与から控除(初回は12月より)
○月払いとして、払込は積立完了年齢(満60歳)到達月まで。
一口5,000円の口数制で、1口以上999口以内で選択してください。
○一時払(賞与時)一口10,000円で1口以上999口まで。
○一時払(加入時)一口10,000円で1口以上999口まで。
○一時払(退職時(60歳))一口10,000円で1口以上999口まで。

◆加入・口数変更

月 払は、8月1日付で取扱います。
賞与払は、12月1日付で取扱います。

委託生命保険会社職員が加入者から直接保険料を集金することはございません。賞与払(一時払)にご加入いただくためには、月払いへのご加入が必須となります。

制度発足日 1991年8月1日

委託生命保険会社が破綻した場合は、年金額・給付額等が減額される場合があります。

制度の取扱い

◆給付

〈脱退一時金〉

払込完了前に脱退のとき、「脱退一時金」が加入者に支払われます。
〈遺族一時金〉

払込完了前に死亡のとき、「脱退一時金+月払保険料1倍相当額」が加入者の遺族に支払われます。

※遺族とは、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償受取人をいいます。

〈年金〉

○払込完了年齢に到達のとき、または満60歳以上で死亡以外の事由により脱退したときに年金受給権を取得し、被保険者に支払われます。

○年金の種類は「確定年金
10年確定年金
15年確定年金
10年保証期間付終身年金
15年保証期間付終身年金」

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその
遺族に年金が所定期間支払われます。
保証期間付終身年金
加入者の生存中終身にわたり年金が支払われます。
所定期間に死亡の場合は、残余保証期間、
遺族に年金が支払われます。保証期間経過後は生
存確認のため、年1回、所定期の書類のご提出が必
要となります。

○年金受給権取得時の積立金を年金原資とする年金が年4回にわけて支払われます。また、「年金」に代えて「一時金」の選択もできます。

○確定年金については、個人年金保険料控除を適用する契約用件として、支払期間が10年以上で支払開始年齢が60歳以上となっております。

○一般生命保険料控除対象の加入者は、初年度(基本)月額が1万円未満となる年金選択は出来ません。

○年金受取人(遺族を含む)が年金の一時払を請求したときは、将来の年金支払に代えて、残存保証期間の未払年金現価が一時金で支払われます。

○払込満了年齢到達時など年金受給権取得時において、年金開始を最長10年間繰延べ、年金の開始を延期することができます。

ただし、繰延期間中は、

1. 保険料の払込はできません。

2. 申し出によりいつでも年金をお支払いします。

○確定年金を選択される場合、退職時一時払の積増限度額は年金受給権取得時の積立金額とします。退職時一時払の詳細については、委託生命保険会社までお問い合わせください。

○終身年金を選択され、早期に死亡された場合は積立金より受取額が下回る場合があります。

◆配当金が生じた場合

毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。

◆被保険者票等

○加入者には「ご加入のお知らせ(被保険者票)」および年1回「ご加入内容のお知らせ(積立明細書)」が発行されます。

○年金受給権を取得した加入者には、年金額等を記載した「年金証書」が発行されます。

○保険料払込の一部中止(払込保険料の減額)
次の事由に該当する場合には、8月1日付で保険料の払込を口数単位で中止し、払込保険料の減額を行うことができます。(積立金の支払はありません。)

1. 災害
2. 疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む)
3. 住宅の取得
4. 教育(親族の教育を含む)
5. 結婚(親族の結婚を含む)
6. 債務の弁済
7. その他、加入者(被保険者)が保険料の拠出に支障ある場合

○減口(積立金の払い戻し)・全部中止(払込保険料の中止)は取扱い出来ません。

税法上の取扱い

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

◆保険料

個人年金保険料控除適用になる方の払込保険料は個人年金保険料控除の対象となります。それ以外の方の払込保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。

◆脱退一時金

一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。

一時所得の課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料合計額-50万円)× $\frac{1}{2}$
(他に一時所得がない場合)

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

◆遺族一時金

相続税の対象となります。受取人が法定相続人の場合は、500万円に法定相続人数を乗じた金額まで非課税です。

◆年金

加入者本人が毎年受取る年金は雑所得として課税されます。

雑所得の = (基本年金額 + 増加年金額)

課税対象額
- 基本年金額 × 払込保険料累計額
年金支払総額(見込額)

※雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。

■委託生命保険会社■

日本生命保険相互会社
第一生命保険株式会社
大同生命保険株式会社
住友生命保険相互会社
明治安田生命保険相互会社(事務幹事)

生命保険契約者保護機構について

引受会社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構は、生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保険契約者等の保護を図り、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。なお、補償対象契約は、特定特別勘定に係る部分を除いた契約で、補償限度は、高予定利率契約(*)を除き、責任準備金等の90%とすることが定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)また予定利率等の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。

詳細については、保護機構(<https://www.seihohogo.jp/>)をご覧ください。

(*) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約を指します。現在の基準利率については、引受会社または保護機構のホームページで確認できます。

契約者と生命保険会社からのお知らせ

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

給付額試算表

60歳(男性)払込完了

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものではありません。なお、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

●表1 [月 払]

10口(50,000円)加入の場合

加入年数	払込保険料合計額	積立金額(脱退一時金)
1	60	59.18
2	120	118.97
3	180	179.37
4	240	240.41
5	300	302.09
6	360	364.41
7	420	427.39
8	480	491.03
9	540	555.35
10	600	620.36
12	720	752.45
14	840	887.39
16	960	1,025.24
18	1,080	1,166.07
20	1,200	1,309.96
22	1,320	1,456.99
24	1,440	1,607.21
26	1,560	1,760.72
28	1,680	1,917.58
30	1,800	2,077.88
32	1,920	2,241.69
34	2,040	2,409.09
36	2,160	2,580.16
38	2,280	2,754.99
40	2,400	2,933.66
42	2,520	3,116.26

※初年度年金額が1万円に満たない場合は年金受取りできません。

※保証期間付終身年金については、10年経過後は被保険者本人が生存されている場合に限り支給されます。

●表2 [一時払]

100口(1,000,000円)を加入時にお支払いいただいた場合

加入年数	積立金額(脱退一時金)	年金月額
1	99.19	-.--
2	100.21	0.87
3	101.24	0.88
4	102.29	0.89
5	103.35	0.90
6	104.42	0.91
7	105.51	0.92
8	106.61	0.93
9	107.72	0.94
10	108.85	0.95
12	111.15	0.97
14	113.50	0.99
16	115.91	1.01
18	118.38	1.03
20	120.90	1.06
22	123.49	1.08
24	126.13	1.10
26	128.84	1.12
28	131.61	1.15
30	134.44	1.17
32	137.34	1.20
34	140.30	1.23
36	143.33	1.25
38	146.43	1.28
40	149.60	1.31
42	152.84	1.34

●表3 年金現価率(60歳払込完了)

下記現価率で、表1の「積立金額(脱退一時金)」を除した値が各年金種類の年金月額の目安となります。

10年確定年金	10年保証期間付終身年金 (男性)
114.033	238.928
15年確定年金	275.313
165.952	246.163
	278.445

※記載の年金現価率は、幹事会社の基礎率(2023年1月20日現在の予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)に基づいた試算用のものであり、実際の年金現価率とは異なります。年金現価率は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。

《計算例》

「積立金額(脱退一時金)」が1,000万円のときの10年確定年金の月額
1,000万円 ÷ 114.033 = 約8.76万円

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものではありません。給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1)年間保険料5,000万円を常に維持していること。
- (2)加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。
- (3)給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2023年1月20日現在年1.25%)に基づき計算しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

社員権について

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は、次の生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

〔引受会社〕 明治安田生命保険相互会社(事務幹事)

日本生命保険相互会社

第一生命保険株式会社

大同生命保険株式会社

住友生命保険相互会社

〔連絡先〕 明治安田生命保険相互会社

広島支社

〒732-0057 住所 広島県広島市東区二葉の里3-5-7 GRANODE広島11F
TEL 082-568-6162